

議案第 23 号

三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年三次市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用し、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、当該者自らが必要な操作を行うことにより申請することができる。

第 12 条第 1 号中「印鑑登録証」を「前条第 1 項の申請において、印鑑登録証」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前条第 3 項の申請において、署名用電子証明書又は通信端末機器の操作に

不備があるとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。